

# 大潟村建設工事に係る共同企業体取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大潟村が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

## (共同企業体の種類)

第3条 共同企業体を活用する場合には、次のいずれかによるものとする。

- 一 特定建設工事共同企業体 技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力を結して工事の安定的施工を確保するため、工事毎に結成となる共同企業体。
- 二 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化するため結成される共同企業体。

## (対象工事)

第4条 共同企業体が発注することのできる工事は次のとおりとする。

- 一 特定建設工事共同企業体にあつては、工事費が概ね5千万円以上の一般土木、建築、設備工事又は、工事の規模、規格等に照らし施工が必要と認められる工事
- 二 経常建設共同企業体にあつては、原則として一般土木とし、工事の規模、内容によって経常建設共同企業体による施工が必要と認められる工事
- 三 下水道管更生工事にあつては、各種管更生工法協会等の会員であること。
- 2 前項に規定する金額を下回る工事であっても、内容、技術的難度等に照らし、効果的かつ円滑な施工を図るため必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

## (結成方法)

第5条 共同企業体は、確実かつ円滑な施工を図るため、工事毎に自主結成又は予備指名とする。

## (構成員数)

第6条 共同企業体の構成員数は2又は3社とする。

## (構成員の組合せ)

第7条 共同企業体の構成員の組合せは、対象工事に対応する工種において、大潟村建設業者等級格付名簿に登録されている者で、申請書を提出した申請者による組合せとする。

ただし、経常建設共同企業体については、当初組合せをした共同企業体が解散しない場合は、新たな他の者と組合せすることはできない。

## (出資比率)

第8条 各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるも

のとする。

- 一 共同企業体の構成員数が2社の場合 30%以上
- 二 共同企業体の構成員数が3社の場合 20%以上

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(入札公告等)

第10条 村長は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

(資格申請)

第11条 入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を村長に提出し資格審査を受けなければならない。

- 一 特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体入札参加申請書(様式第1号)及び特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)
- 二 経常建設共同企業体は、経常建設共同企業体入札参加申請書(様式第3号)及び経常建設共同企業体協定書(様式第4号-1、様式第4号-2)

三 同種工事の施工実績

四 配置予定技術者の資格・工事経歴等

五 その他必要とされる書類

2 村長は、前項の規定による書類の提出があったときは、すみやかに審査し、適格なものを入札参加資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(存続期間)

第12条 共同企業体の存続期間は、大瀧村が契約した共同企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結された日までとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。
- 2 平成15年 8月20日一部改正
- 3 平成22年 7月 日一部改正